入居住宅に関する状況通知書 *家主・不動産媒介業者等記載欄)*

表面は、家主の方や管理会社の方に、 裏面は、申請者ご本人に 記入していただく必要があります。

上宅に関する概要等について通知します。 この確認事項について相違ありません。 と関係を有しないことの確認につき、大阪市が官 します。

様 大阪市長

*令和3*年 2月00日

不動産媒介業者等

(商号又は名称) *(株)〇〇不動産* (代表者名) *代表 OO ロロ*

(所在地) 〒*000-0000 大阪市△区××町1-1-1* (免許証番号) *OOOOOOO*

(担当者等) 氏名 $\Delta\Delta$ 所属 XX部

06-0000-0000

※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の13(3)Ⅰ. ①から⑨に該当す る「暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)と関係を有 する不動産媒介業者等」でないこと

入居者

spińa 氏名	
生年月日	<i>昭和50</i> 年 <i>5</i> 月 <i>5</i> 日
同居状況	単 身 ・ 複 数 (2名 ※本人含む)
入居開始年月日	令和5年3月1日(令和5年6月30日までの4月 日間)

入居している賃貸住宅

名称	<i>OOマンション</i>					
所在地	大阪市0区口口町1-2-3-101号室					
家賃	<i>55,000</i> 円 (共益費・管理費は含めずに記入してください)					
	▲月分家賃まで支払い済 □当月に当月分払い ☑当月に翌月分払い					

- 1 住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助に基づく額を上限とし、収入に応じ た額とする。(支給上限額は裏面参照)
- ※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象と なる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。
- ※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載。
- ※4 定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居開始日欄の()内に、入居開始日から契 約満了日までの期間を記載すること

振込口座

住居確保給付	貸主又は貸主	フリカ゛ナ	カ)マルマルフドウサン
金の振込先	から委託を	口座名義	(株)〇〇不動産
	受けた事業者	金融機関名	XX銀行
	の振込口座	支店名	△△支店
		口座種別	(普通)・当座
		口座番号	1234567

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。

私の個人情報が、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

*令和3*年 2月00日

氏名 **大阪 太郎** 住所**大阪市〇区口口町 1-2-3-101 号室** 電話番号 **090-1234-**XXXX

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を自立相談支援機関に提出してください。

(参考) 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル (抄)

第7の13(3) I. 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式2-1)、(様式2-2)」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式2-1)、(様式2-2)」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下、「役員等」という。)のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を 有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

(世帯人数別住居確保給付金支給上限額)

世帯人数	1人	2人	3人~5人	6人	7人以上
支給上限額	40,000 円	48,000 円	52,000円	56,000円	62,000円